

山梨県公報

号外第三十号

令和四年

六月二十四日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………	三
○山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	三
○山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………	三
○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………	四
○山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………	六
○山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………	七
○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………	七
○山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	九
○山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	九
○山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例……………	一〇
○山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	一四
○山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	一四
○山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	一五

条例のあらまし

- **山梨県部等設置条例の一部を改正する条例** (条例第三十二号) (行政経営管理課)
 - 1 県民に分かりやすい組織にするため、「知事直轄組織」の名称を「感染症対策センター」に改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。
- **山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例** (条例第三十三号) (国際戦略グループ)
 - 1 県立国際交流センターの移転等に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 施設の名称を「山梨県立国際交流・多文化共生センター」に改める。

- (二) 宿泊施設及び会議室並びに指定管理者に関する規定を削除する。
- (三) その他管理に関する規定を整備する。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- **山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例** (条例第三十四号) (市町村課)
 - 1 公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポストの作成に係る公費負担の限度額を改正することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県手数料条例の一部を改正する条例** (条例第三十五号) (財政課)
 - 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 次の手数料を定める。
 - (1) 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料
 - (2) 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料
 - (二) 「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」の名称を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」に改める。
 - 2 教育職員免許法等の一部改正に伴い、次の手数料を廃止することとした。
 - (一) 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料
 - (二) 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間延長手数料
 - (三) 教育職員の更新講習修了確認手数料
 - (四) 教育職員の修了確認期限延期手数料
 - (五) 教育職員の更新講習受講免除手数料
 - (六) 教育職員の免許状更新講習手数料
 - 3 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。ただし、2については、同年七月一日から施行することとした。
 - **山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例** (条例第三十六号) (警察本部連転免許課)
 - 1 運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正等に伴い、特定任意高齢者講習手数料について簡易の区分を削除するとともに、チャレンジ講習手数料を削除することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - **山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例** (条例第三十七号) (子育て政策課)

- 1 子どもを安心して育てることができ、環境を整備するための事業を拡充して実施するため、基金の対象事業に「妊産婦、子育て世帯及び子どもに対する包括的な支援体制を構築するための事業」を追加することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県税条例の一部を改正する条例**（条例第三十八号）（税務課）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 個人県民税の住宅ローン控除に係る見直し
住宅を取得し令和四年から令和七年までの間に居住の用に供した者のうち、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人県民税額から控除する。
 - (二) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し
個人県民税の上場株式等の配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる。
 - (三) 不動産取得税に係る申告等の見直し
不動産を取得した者が、その登記を申請した場合は、不動産取得税に係る申告を不要とする。
 - (四) その他規定の整備
- 2 この条例は、令和五年一月一日から施行することとした。ただし、1(四)については公布の日から、1(三)については令和五年四月一日から、1(二)については令和六年一月一日から施行することとした。

○ **山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十九号）（税務課）

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、課税免除又は不均一課税の対象となる施設の要件について次の改正を行うこととした。
 - (一) 特定業務施設整備計画の認定期限を令和六年三月三十一日まで延長する。
 - (二) 特定業務施設整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を三年に延長する。
 - (三) その他規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用することとした。

○ **山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第四十号）（生涯学習課）

- 1 施設の老朽化等に鑑み、会議室、研修室の一部等に係る利用料金限度額を削除し、小ホールに係る利用料金限度額を新たに定めるとともに、関係規定を削る等の改正を行うこととした。

- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例**（条例第四十一号）（自然共生推進課）

- 1 自然公園法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 県立自然公園における利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び利用拠点整備改善計画の認定に係る制度を創設する。
 - (二) 県立自然公園における質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び自然体験活動促進計画の認定に係る制度を創設する。
 - (三) 県立自然公園の利用のための規制を強化する。
- (1) 県立自然公園における利用のための規制の対象行為に、餌付けその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為であつて、公園利用に支障を及ぼすおそれのあるものを追加する。
- (2) 1(一)及び1(二)の計画の認定を受けた者に対する報告徴収・立入検査に係る違反行為に対し、罰則を追加する。

- 2 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、1(三)及び1(四)については、令和四年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十二号）（企業局総務課）

- 1 丘の公園の収益性の向上を図るため、施設及び利用料金限度額に関する規定から、テニスコートに関するものを削除することとした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第四十三号）（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- 1 都留市に所在する県立男女共同参画推進センターの機能の見直しに伴い、同センターの利用料金限度額を定める表を削ることとした。
- 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第四十四号）（議会）

- 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、教育厚生委員会の所管について、「「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に改めることとした。
- 2 この条例は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行することとした。

条例

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十二号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十三号

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例（平成二年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立国際交流・多文化共生センター設置及び管理条例

第一条中「国際交流活動等」の下に「及び多文化共生推進活動」を加え、「国際交流センター」を「国際交流・多文化共生センター」に改める。

第二条中「国際交流センターの」を「国際交流・多文化共生センターの」に、「山梨県立国際交流センター」を「山梨県立国際交流・多文化共生センター」に改める。

第三条を次のように改める。

（事業）

第三条 山梨県立国際交流・多文化共生センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

一 国際交流及び国際協力に関する活動（第三号において「国際交流活動等」という。）に関する催し及び講座の開催

二 外国人住民が地域社会の構成員として共に生きていくことができる環境の整備に

山梨県公報号外 第三十号 令和四年六月二十四日

関する活動（次号において「多文化共生推進活動」という。）に関する催し及び講座の開催

三 国際交流活動等及び多文化共生推進活動に係る情報の収集及び提供並びに相談及び支援

四 その他センターの設置目的を達成するため必要な事業

第四条から第七条までを削る。

第八条第一項中「（宿泊施設を除く。次条において同じ。）」を削り、同項に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める日

第八条第二項中「指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館」を「知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（利用の制限等）

第五条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。

三 その他知事がセンターの管理上支障があると認めるとき。

（修復費用の負担）

第六条 故意又は過失により施設又は設備器具を損傷し、又は滅失させた者は、その修理又は補充に要する費用について、知事の認定する額を負担しなければならない。

第九条から第十六条までを削り、第十七条を第七条とする。

別表を削る。

附則

（施行期日）
1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 令和四年度に係るこの条例による改正前の第十二条の事業報告書については、なお従前の例による。

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日 山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十四号

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第八条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「五円二銭」を「五円十八銭」に、「三十七万五千五百円」を「三十八万六千五百円」に改める。

第十一条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三百円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第三十五号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。別表第二の三十四の二の項から三十四の七の項までを削る。

別表第二の百八十の二の項の次に次のように加える。

百八十の三 長期優良住宅の普及の促進

長期優良住宅維持保

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

進に関する法律第五条第六項又は第

全計画認定申請手数料

一分に応じ、それぞれ

七項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

次に定める金額

イ 申請に併せて確

認書等を提出する

場合 次に掲げる

住宅の区分に応じ

、それぞれ次に定

める金額

(一) 一戸建ての住

宅 二万四千元

(二) 総戸数が五戸

以内の共同住宅

等 三万八千元

(三) 総戸数が五戸

を超え十戸以内

の共同住宅等

五万八千元

(四) 総戸数が十戸

を超え二十五戸

以内の共同住宅

等 九万二千元

(五) 総戸数が二十

五戸を超え五十

戸以内の共同住

宅等 十四万二

千元

(六) 総戸数が五十

戸を超え百戸以

内の共同住宅等

二十一万二千

円

(七) 総戸数が百戸

を超え二百戸以

内の共同住宅等

三十五万六千

- 円
- (八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 四十四万九千円
- (九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 五十一万千円
- ロ 申請に併せて確認書等を提出しない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (一) 一戸建ての住宅 七万三千円
 - (二) 総戸数が五戸以内の共同住宅等 十六万千円
 - (三) 総戸数が五戸を超え十戸以内の共同住宅等 二十五万三千円
 - (四) 総戸数が十戸を超え二十五戸以内の共同住宅等 四十九万四千円
 - (五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 八十七万

別表第二の百八十一の二の項の次に次のように加える。

百八十一の三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

- 九千円
- (六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 百五十万六千円
- (七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 二百七十八万三千円
- (八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 三百九十七万七千円
- (九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 四百八十七万五千円

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一

号の表床面積の合計の欄及び別表第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額)。ただし、共同住宅等にあつては当該額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る当該共同住宅等の戸数を乗じて得た額とし、百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

イ 申請に併せて確認書等を提出する場合 百八十の三の項のイに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

ロ 申請に併せて確認書等を提出しない場合 百八十の三の項のロに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

別表第二の百八十三の項中「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」に改める。

附則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別表第二の三十四の二の項から三十四の七の項までを削る改正規定は、同年七月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十六号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十号中「道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。次号及び別表第六において「政令」という。)第三十七条の六第二号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習で」を「法第九十七条の二第一項第三号ホに規定する」に、「もの」を「講習」に改め、同項第三十一号中「政令第三十七条の六の二第一号に規定する法第八条の二第二項の規定による講習で」を「法第九十七条の二第一項第三号イに規定する」に、「もの」を「講習」に改め、同項第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とする。

別表第六の十一の項中

千五百五十円	千九百円(政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)
--------	--

を

千五百五十円	千九百円(道和三十五年政下この表にお。第三十三掲げるやむを許証の更新をかつた者に対、八百円)
--------	--

路交通法施行令（昭
令第二百七十号。以
いて「政令」という
条の六の二第六号に
得ない理由のため免
受けることができな
する試験にあつては

に改め、同表三十一の項を次のように改める。

三十一 特定 任意高齢者 講習手数料	六千四百五十円（普通 自動車対応免許以外の 免許のみを受けようと し、又は受けている者 及び政令第三十四条の 三第四項又は第三十七 条の六の三の基準に該 当する者に対する講習 にあつては、二千九百 円）
--------------------------	--

別表第六中三十二の項を削り、三十三の項を三十二の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十七号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改

正する。

第六条に次の一号を加える。

十 妊産婦、子育て世帯及び子どもに対する包括的な支援体制を構築するための事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十八号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第二項中「附記された事項」を「付記された事項（府令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第五十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第五十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し同項各号に掲げる事項を申告させることができる。

第五十七条中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「様式によつて」を「様式により」に、「損かき」を「損壊」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第六条の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第十二条の三第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七

七条の八」に改める。

附則第十二条の九の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に

規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第十九条及び第二十一条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第十二条の十六の二第二項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

附則第十二条の十九第一項の表中「第十二項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改め、同項の表附則第六条の二第一項第一号の項中「第九項」を「第四項まで若しくは第六項から第十項」に改める。

附則第十二条の二十五第一項を削り、同条第二項中「所得割」を「県民税の所得割」に、「附則第六条の二第二項及び第三項並びに」を「附則第六条の二第三項及び」に、「附則第六条の二第二項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第十二条の十九第三項」を「これらの規定」に、「あるのは「令和四年」を「あるのは、「令和四年」に改め、同項を同条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十二条の十六の二第一項の改正規定 公布の日
- 二 第五十五条及び第五十七条の改正規定並びに附則第四条の規定 令和五年四月一日
- 三 第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第十二条の九の二第二項の改正規定

並びに附則第三条の規定 令和六年一月一日
(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県税条例(以下この条において「新条例」という。)附則第六条の二第一項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。第四項において「新租税特別措置法」という。)第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第四項において同じ。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民

税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(第三項及び第四項において「旧租税特別措置法」という。)第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第三項及び第四項において同じ。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条の十九第二項及び第三項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。第四項において「新震災特例法」という。)第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第四項において同じ。)又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項及び第四項において「旧震災特例法」という。)第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第四項において同じ。)又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 個人の県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるこの条例による改正前の附則第十二条の二十五第一項の規定により読み替えて適用されるこの条例による改正前の附則第六条の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十二条の二十五第一項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその

者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の山梨県県税条例の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の山梨県県税条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十九号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第二条中「二年を」を「三年を」に、「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（次項及び第三項において「新条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第二条に規定する中小連結法人については、新条例第二条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青少年センター設置及び管理条例（昭和四十五年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「（宿泊施設を除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条第二項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同項を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とする。

第十四条第二項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改める。

別表第一号イの表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	利用料金	
	個人	団体
一般及び大学生	一人一回 二四〇円	一人一回 一二〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一回 五〇円	一人一回 三〇円

別表第一号イの表備考1中「、体育館、プール」及び「、トレーニング室」を削り、同表備考中3及び4を削り、5を3とする。

別表第一号ロの表中「体育館、プール、体育室」を「体育室」に改める。

別表第二号の表第一会議室の項から第四会議室の項までを削り、同表第五会議室の項中「第五会議室」を「第一会議室」に改め、同表第六会議室の項中「第六会議室」を「第二会議室」に改め、同表第七会議室の項中「第七会議室」を「第一研修室」に改め、同表第一研修室の項を削り、同表視聴覚室の項中「視聴覚室」を「多目的室」に改

め、同表第一和室の項及び第二和室の項を削り、同表第三和室の項中「第三和室」を「和室」に改め、同表に次のように加える。

小ホール	一、五四〇円	一、九八〇円	一、五四〇円	五、〇六〇円
------	--------	--------	--------	--------

別表第三号を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十一号

山梨県立自然公園条例の一部を改正する条例

山梨県立自然公園条例（昭和三十二年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 保護及び利用（第二十条―第二十六条）」を「第三章 保護及び利用（第二十条―第二十六条）」を「第三章 保護及び利用（第二十条―第二十六条）」に改める。

い自然体験活動の促進のための措置（第二十六条の二―第二十六条の六）」に改める。

第三条第一項中「において」の下に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第七条の見出し中「の決定」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第八条第二項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第八条の二 第十五条の二第一項に規定する協議会は第十五条の三第一項に規定する利

用拠点整備改善計画について、第二十六条の二第一項に規定する協議会は第二十六条の三第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をしないとは判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第九条の次に次の一条を加える。

（協議会による公園事業の決定等の提案）

第九条の二 第十五条の二第一項に規定する協議会は、知事に対し、第十五条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をしないとは判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第十二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第十条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲渡人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第十五条の次に次の五条を加える。

（自然公園における協議会）

第十五条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第二十五条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

る。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第一項に規定する協議会を組織しよう要請することができる。

4 市町村は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第十五条の三 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

三 利用拠点整備改善計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

五 第十条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項

六 第十条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

七 計画期間

八 その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第十五条の四 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第十五条の二第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第十五条の六におい

て同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。(認定の取消し)

第十五条の五 知事は、第十五条の三第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第十五条の六 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十五条の三第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第十条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第十六条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第十五条の三第四項の認定(第十五条の四第一項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十條第四項に次の一号を加える。

十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第二十條第九項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定自然体験活動促進事業(第二十六條の五第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十六條の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をい

う。以下同じ。)として行ふ行為

第二十二條第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定自然体験活動促進事業として行ふ行為

第二十六條第一項に次の一号を加える。

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第二十六條第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第二十六條の二 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 第十五条の二第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十六條の二第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第二十六條の二第二項第三号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第二十六条の三

前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

三 自然体験活動促進計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

五 計画期間

六 その他規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第二十六条の四

前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第二十六条の二第一項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

なければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第二項の変更の認定について準用する。（認定の取消し）

第二十六条の五

知事は、第二十六条の三第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十六条の三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第二十六条の六

知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十六条の三第三項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七条第一項中「第三十四条第一号」を「第三十四条第一項第一号」に改める。

第三十三条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第三十四条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第三十五条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

（利用の増進のための情報の提供等）

第四十条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に

関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。
 第四十二条中「第十五条第一項又は第二十三条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に、「六月」を「二年」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十五条第一項又は第二十三条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第二十条第四項の規定に違反したとき。

第四十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「三月」を「六月」に改め、同条第一号中「第十条第六項」を「第十条第三項の認可を受けた者が、同条第六項」に、「者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とする。

第四十四条中「違反した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加える。
 第四十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは第二十六条の六第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定、第四十二条の改正規定、第四十三条の改正規定、第四十四条の改正規定及び第四十五条の改正規定並びに次項の規定は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十二号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部

を次のように改正する。
 別表第一第四号の表丘の公園の項中「、テニスコート」を削る。
 別表第二テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十三号

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例（昭和五十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。
 第三条中「」は「」においては「」に改める。
 別表を次のように改める。

別表（第十一条、第十五条関係）

甲府市に所在するセンターを利用する場合

施設 区分	利用 区分	
	午前	午後
大研修室	三、四三〇円	四、五七〇円
中研修室	二、二九〇円	三、〇六〇円
小研修室(一)	一、三二〇円	一、七六〇円
小研修室(二)	五七〇円	七五〇円
会議室	一、〇七〇円	一、四三〇円
	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時
大研修室	三、四三〇円	三、四三〇円
中研修室	二、二九〇円	二、二九〇円
小研修室(一)	一、三二〇円	一、三二〇円
小研修室(二)	五七〇円	五七〇円
会議室	一、〇七〇円	一、〇七〇円
	午前九時～正午	午前九時～午後九時
大研修室	一、一、四三〇円	一、一、四三〇円
中研修室	七、六四〇円	七、六四〇円
小研修室(一)	四、四〇〇円	四、四〇〇円
小研修室(二)	一、八九〇円	一、八九〇円
会議室	三、五七〇円	三、五七〇円

工芸・美術室	五三〇円	八三〇円	五三〇円	一、八九〇円
調理実習室	一、六六〇円	一、九〇〇円	一、六六〇円	五、二二〇円
視聴覚・音楽室	一、一八〇円	一、六六〇円	一、一八〇円	四、〇二〇円
茶華道室(一)	八三〇円	一、一三〇円	八三〇円	二、七九〇円
茶華道室(二)	八三〇円	一、一三〇円	八三〇円	二、七九〇円
レクリエーション室	三、〇八〇円	四、一一〇円	三、〇八〇円	一〇、二七〇円

備考 利用時間がこの別表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、全日の金額を時間割により算定して得た額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十四号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号(一)中「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番